

福岡市保健福祉総合計画策定支援等業務委託 仕様書

1 委託件名

福岡市保健福祉総合計画策定支援等業務委託

2 目的

福岡市（以下、「本市」という）が策定している「福岡市保健福祉総合計画」は、計画期間が令和8年度までであることから、令和9年度以降も効果的な保健・医療・福祉に関する施策を総合的、計画的に推進するため、次期計画策定に向けた検討を行う予定である。

次期計画策定にあたっては、国の動向や社会情勢の変化、福祉行政における課題などを踏まえた内容とする必要があるため、本業務は、次期計画の策定に係る素案の作成支援、及び市民アンケート調査を委託するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

福祉局総務企画部政策推進課

5 委託内容

（1）計画策定支援

① 計画素案の作成支援

ア 関連情報収集

保健・医療・福祉関連分野における法令の改正や、社会動向等の情報を収集すること。なお、同計画は、地域福祉計画、健康増進計画、老人福祉計画、障害者計画、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進計画、認知症施策推進基本計画といった法定計画等を一体化して策定することを考慮すること。

イ 関連情報の整理・分析

アにて収集した情報等から次期計画に反映すべき項目を整理し、本市へ報告すること。

② 施策評価の作成支援

本市が提示する次期計画の骨子案に基づき、計画の目標達成に向けた施策の実施状況を正しく評価できる指標項目の提案を行うこと。なお、提案にあたっては、必要に応じて本市と協議を行うこと。

③ 成果物の提出

ア ①について、収集した情報及び分析内容を適宜電子データで提出すること。

イ ②について、提案内容を電子データで提出すること。なお、提案内容の作成状況について、中間報告を行うこと。

(2) 指標項目に係る市民アンケート調査

本市が決定した次期計画指標項目について、以下に示す調査を実施し、調査結果の集計を行うこと。

① 調査スケジュール（予定）

- ア 調査対象者の抽出 : 令和7年12月上旬
- イ 調査票の作成 : 令和7年12月中旬
- ウ 調査票の郵送 : 令和8年1月上旬
- エ 調査票の回収 : 令和8年2月上旬
- オ 集計結果の報告（速報） : 令和8年2月下旬
- カ 確報、クロス集計 : 令和8年3月上旬
- キ 成果品の納品 : 令和8年3月31日

※細部のスケジュールについては、本市と協議の上決定する。

② 調査対象者の抽出

ア 福岡市内に居住する下記(ア)～(ウ)のとおりとする。

- (ア) 満18～64歳の者 3,000人
- (イ) 身体・知的・精神障がい者 3,000人
- (ウ) 満65歳以上の者 3,000人

イ 抽出方法は、下記(ア)～(ウ)のとおりとすること。

- (ア) 満18歳～64歳の者、及び満65歳以上の者への調査は、本市の住民基本台帳からの層化無作為抽出とすること。
- (イ) 身体・知的・精神障がい者への調査は、本市の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付台帳からの層化無作為抽出とすること。

※データの受け渡し方法や細部の抽出方法については、本市と協議の上決定する。

③ 調査票の作成

ア 本市と協議の上、調査票を作成すること（設問数は20問程度を予定）。

イ 調査票に本市が作成したインターネット回答の回答フォームのURL及び二次元コードを記載すること。

ただし、本市との協議により、受託者にて回答フォームを作成することも可とする。

ウ 視覚障がい者への配慮として、音声コード等を活用し、書類への切り欠き加工など必要な処置を施すこと。

エ 調査票はA4版6ページ程度の両面印刷とすること。

オ 調査票紙質は、できる限り古紙配合率が高い用紙の使用に努めること。

カ 調査票の作成部数は9,000部とする。

④ 調査票等の郵送

ア 本市の名入り発送用封筒及び返信用封筒（料金受取人払のもの）を作成し、調査対象者に調査票及び返信用封筒を郵送すること。

イ 発送用封筒及び返信用封筒の紙質は、できる限り古紙配合率が高い用紙の使用に努めること。

ウ 発送用封筒はいずれも定形外（角 2）のものを使用し、返信用封筒は、下記の区分に応じて使用する封筒を分けること。

（ア）満 18 歳～64 歳の者 定型（長形 3）封筒

（イ）身体・知的・精神障がい者及び満 65 歳以上の者 定形外（角 2）封筒

⑤ 調査票の回収

ア 調査票の回収は、郵送またはインターネットでの回答により行うこと。

イ 返信に係る郵送費は受託人払いとし、受託者が負担すること。

ウ 調査票の返送先は郵便局留めとし、その手続き及び郵便局からの調査票回収は受託者が行うこと。

エ インターネット回答の結果について、本市が作成した回答フォームを使用する場合は、本市より CSV ファイルにて提供する。

オ 受託者は、発注者の元に返信された調査票及びインターネット回答の集計を行う。

カ 調査票の回収見込数は 3,600 件とする。

ただし、見込みを上回る回収数となった場合でも、委託料の増額はしない。

キ 受託者は、調査にあたって調査対象者との間にトラブルを生じた場合、速やかに本市に報告し、本市及び受注者双方で対策を協議する。

⑥ 集計結果の報告

ア 受託者は、調査結果のクロス集計（性別、年齢別、主な障がい別、障がい等級別、世帯状況別、回答方法別等）を、全ての設問について行う。

イ 集計結果の報告は、それぞれの項目について比率、実数について行う。

ウ 集計結果は、速報としてクロス集計データ・成果指標の最新値一覧データ・集計結果入り調査票を令和 8 年 2 月下旬頃までに提出し、その後精査の上、成果品として個票データとクロス集計データを EXCEL データ形式で提出する。

⑦ 成果品および納期

データ関係一式：令和 8 年 3 月 31 日まで

⑧ 資料の返却

受託者は、全ての調査終了後、本市から提供された全ての資料、回収した調査票、調査結果データ等を全て本市に返却する。

6 その他留意事項

（１）費用負担

本仕様書に「本市が提供する」等の記載がないものについては、全て受託者がその費用を負担するものとする。また、次の各項目の損害賠償等に要する費用は受託者の負担とする。

① 業務上、受託者の不注意により生じた損害

② 受託者が第三者に与えた損害

（２）本仕様書に明示されていない事項であっても、その性格上、作業に当然必要なものについては、受託者の責任において遂行しなければならない。

- (3) 業務の実施にあたっては、本仕様書及び本市の指示に従うこと。また、仕様書に定め
ない事項又は細部について疑義が生じた場合は、本市との協議の上決定すること。
- (4) 個人情報及び情報資産の取り扱いについては、契約書で定める「個人情報・情報資産
取扱特記事項」及び個人情報の保護に関する法律を順守すること。
- (5) 関係法令を遵守のうえ、業務を行うこと。
- (6) 作成した資料・データの著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (7) 再委託の禁止

この業務を第三者に再委託することは原則禁止とする。ただし、書類等の印刷、備品・
消耗品等の購入等の付帯業務（個人情報を直接取り扱う業務は除く。）については、この
限りではない。